

緊急通行車両等の確認事務（都財務局、警視庁）

緊急通行車両等の確認事務処理要領（都財務局）

（目的）

第1条 この要領は、大規模地震対策特別措置法施行令（昭和53年政令第385号。以下「大震法施行令」という。）第12条及び災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号。以下「災対法施行令」という。）第33条の規定に基づき、知事が行う緊急輸送車両及び緊急通行車両（以下「緊急通行車両等」という。）の確認事務の処理について、必要事項を定めることを目的とする。

（緊急通行車両等の要件）

第2条 地震防災応急対策及び災害応急対策のため、緊急通行車両等として確認する車両は、次の各号に掲げるいずれかの一に該当する業務に従事する車両とする。

なお、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第76条に規定する災害時における交通の規制等が措置された場合は、災対法施行令第32条の2第1項に基づき道路交通法（昭和35年法律第105）第39条第1項の緊急自動車は除くものとする。

ア 警戒宣言発令時の地震予知情報の伝達、災害発生の際の警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に使用されるもの

イ 消防、水防その他応急措置に使用されるもの

ウ 応急の救護を要すると認められるものの救護、被災者の救難、救助その他の保護に使用されるもの

エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に使用されるもの

オ 施設及び設備の点検、応急復旧に使用されるもの

カ 清掃、防疫その他保健衛生に使用されるもの

キ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に使用されるもの

ク 緊急輸送の確保に使用されるもの

ケ 警戒宣言発令時、地震災害が発生した場合における食糧、医療品その他物資の確保、清掃、防疫その他保健衛生に関する措置、その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に使用されるもの

コ その他に災害の発生への防御又は拡大の防止並びに軽減を図るための措置に使用されるもの

（確認機関）

第3条 都所有の車両、雇上車両及び業務の委託並びに協定に伴い必要となる車両（以下「関係車両」という。）のうち次項に規定するもの以外の確認については、財務局長が行う。

2 交通局、水道局、下水道局及び東京消防庁に所管する関係車両の確認については、交通局長、水道局長、下水道局長及び東京消防庁消防総監が行う。

（確認）

第4条 確認は、当該緊急輸送業務等の実施の責任者（以下「申請者」という。）に別記様式第1の緊急通行車両等確認申請書（以下「確認申請書」という。）を提出させ、当該関係車両が緊急通行車両等に該当するか審査して行うものとする。

（事前届出）

第5条 関係車両のうち、地震防災応急対策及び災害応急対策に使用することがあらかじめ決定しているものについては、確認手続の効率化・省力化を図るため、申請者の申出により、第3条の各確認機関において、あらかじめ緊急通行車両等に該当するか審査（以下「事前届出」という。）を行うことができものとする。

2 申請者は、別記様式第2の1の緊急通行車両等事前届出書を提出するものとする。

3 審査の結果、緊急通行車両等に該当すると認められたものについては、別記様式第2の2の緊急通行車両等事前届出済証（以下「届出済証」という。）を申請者に交付するものとする。

4 届出済証の交付を受けた車両（以下「届出済車両」という。）の使用者は、当該車両が緊急通行車両等に該当しなくなったとき、廃車になったとき及びその他緊急通行車両等としての必要が無くなったときは、速やかに届出済証を返還するものとする。

資料 4-2 緊急通行車両等の確認事務及び交通規制対象除外車両の認定に係る事務の処理要領

5 各確認機関は、別記様式第3の緊急通行車両等事前届出受理簿（届出済証交付簿）を備え付け、事前届出書の受理、届出済証の交付等の事務処理経過を明らかにしておくものとする。

（標章及び証明書の交付）

第6条 各確認機関は、第4条の確認を行ったときは、当該申請者に対し、大震法施行令第12条に基づく場合は大規模地震対策特別措置法施行規則（昭和54年総理府令第38号）第6条に規定する標章及び緊急輸送車両確認証明書を、災対法施行令第33条に基づく場合は災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）第3条に規定する緊急通行車両の標章及び緊急通行車両確認証明書（以下「標章等」という。）を交付するものとする。

2 各確認機関は、届出済車両について確認の申請があった場合には、第4条の確認申請書に代えて届出済証を提出させて行うものとする。この場合においては、確認のため必要な審査は省略できるものとする。

3 届出済車両の確認の申請は、事前届出を行った確認機関に対し行うことを原則とするが、やむを得ない場合には、警察署、交通機動隊本部、又は交通検問所において確認申請し、標章等の交付を受けることができるものとする。

4 大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「大震法」という。）第24条の規定に基づく緊急輸送車両として届出済証の交付を受けている車両は、大震法第9条の警戒宣言に係る地震が発生した場合には、災対法第76条第1項の規定に基づく緊急通行車両として届出済証の交付を受けている車両とみなし取り扱うこととする。

（標章等の整理）

第7条 確認機関は、標章等の交付状況を明らかにするため、別記様式第4の緊急通行車両等確認申請受理簿（標章等交付簿）を備え、その整理をしなければならない。

資料 4-2 緊急通行車両等の確認事務及び交通規制対象除外車両の認定に係る事務の処理要領

別記様式第 1

地震防災 災害 応急対策用 緊急通行車両等確認申請書 年 月 日 東京都知事 殿 申請者住所 (電話) 氏名 印		
番号標に表示されている番号		
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)		
使用者	住所	() 局 番
	氏名	
通行日時		
通行経路	出発地	目的地
備考		

(備考)用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

別記様式第 2 の 1

地震防災 災害 応急対策用 緊急通行車両等事前届出書 年 月 日 東京都知事 殿 申請者住所 (電話) 氏名 印		
番号標に表示されている番号		
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)		
使用者	住所	() 局 番
	氏名	
出発地		
(注) この届出書は作成のうえ都交通局、都水道局、都下水道局及び東京消防庁が所管又は使用する車両についてはそれぞれの局庁に、その他の車両については都財務局に提出して下さい。		

(備考)用紙は、日本工業規格 A 5 とする

別記様式第 2 の 2

地震防災 災害 応急対策用 緊急通行車両等事前届出書 年 月 日 東京都知事 殿 申請者住所 (電話) 氏名 印			地震防災 災害 応急対策用 緊急通行車両等事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する。 年 月 日 東京都知事 印		
番号標に表示されている番号			(注) 1 警戒宣言発令時又は災害発生時には、この届出済証を申請を行った局(庁)もしくは、最寄りの警視庁本部、警察署、交通検問所等に提出して、所要の手続きを受けて下さい。 2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、再度申請し再交付を受けて下さい。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還して下さい。 緊急通行車両等に該当しなくなったとき 緊急通行車両等が廃車になったとき その他緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき		
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)					
使用者	住所	() 局 番			
	氏名				
出発地					

(備考)用紙は、日本工業規格 A 4 とする。

緊急通行車両等の確認事務等の実施要領（警視庁）

第1 目的

この要領は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「地震法」という。）の規定に基づく緊急通行車両又は緊急輸送車両（以下「緊急通行車両等」という。）の確認及びこれらの法律（地震法を除く。）の規定に基づき実施される交通規制の対象から除外する車両として東京都公安委員会（以下「公安委員会」という。）の意思決定のあった車両（以下「規制除外車両」という。）の確認に関する事務の円滑かつ適正を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 準拠

緊急通行車両等の確認事務等については、災対法、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）、災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号。以下「災対法施行規則」という。）、地震法、大規模地震対策特別措置法施行令（昭和53年政令第385号）、大規模地震対策特別措置法施行規則（昭和54年総理府令第38号。以下「地震法施行規則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第3 用語の定義

この要領における用語の意義は、次のとおりとする。

- 1 防災基本計画 災対法第2条第8号に規定する防災基本計画をいう。
- 2 防災業務計画 災対法第2条第9号に規定する防災業務計画をいう。
- 3 地域防災計画 災対法第2条第10号に規定する地域防災計画をいう。
- 4 指定行政機関 災対法第2条第3号に規定する指定行政機関をいう。
- 5 指定地方行政機関 災対法第2条第4号に規定する指定地方行政機関をいう。
- 6 指定公共機関 災対法第2条第5号に規定する指定公共機関をいう。
- 7 指定地方公共機関 災対法第2条第6号に規定する指定地方公共機関をいう。

第4 緊急通行車両等の事前届出

1 緊急通行車両等の事前届出の対象車両

緊急通行車両等として使用される車両であることの確認（以下「緊急通行車両等の確認」という。）に係る事前の届出（以下「緊急通行車両等の事前届出」という。）の対象車両は、次に掲げるものとする。

なお、災害対策等に従事する自衛隊、米軍及び外交官等の車両（以下「自衛隊車両等」という。）であって特別のナンバープレートを有しているものは、規制除外車両とする。

(1) 災対法の規定に基づく緊急通行車両としての対象車両

災対法第50条第1項に規定する災害応急対策（以下「災害応急対策」という。）を実施するための車両として使用されることとなる車両であって、次のいずれにも該当する車両

ア 災害発生時に、防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画等に基づき、災害応急対策を実施するための車両として使用される計画がある車両

イ 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関又は指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）が保有する車両若しくは指定行政機関等との契約等により当該指定行政機関等の活動のために常時使用される車両又は災害発生時に、指定行政機関等が他の関係機関・団体等から調達する車両

(2) 地震法の規定に基づく緊急輸送車両としての対象車両

地震法第24条に規定する緊急輸送（以下「緊急輸送」という。）を行うこととなる車両であって、次のいずれにも該当する車両

ア 地震法第9条第1項の規定に基づき地震災害に関する警戒宣言（以下「警戒宣言」という。）が発せられたときに、地震法第3条第1項の規定に基づき地震防災対策強化地域として指定された地域を管轄

する都道府県又はこれに隣接する都道府県を輸送経路として地震法第 2 1 条第 1 項に規定する地震防災応急対策に係る措置を実施するための緊急輸送を行う車両として使用される計画がある車両

イ 指定行政機関等（指定地方公共機関を除く。）が保有する車両若しくは指定行政機関等との契約等により指定行政機関等（指定地方公共機関を除く。）の活動のために常時使用される車両又は警戒宣言が発せられたときに、指定行政機関等（指定地方公共機関を除く。）が他の関係機関・団体等から調達する車両

2 緊急通行車両等の事前届出に関する手続

(1) 緊急通行車両等の事前届出の受理

緊急通行車両等の事前届出の受理は、交通規制課長が行うものとする。

(2) 緊急通行車両等の事前届出の際に提出させる書類

交通規制課長は、緊急通行車両等の事前届出の受理に当たっては、車両を緊急通行車両等として使用して行うこととなる業務の実施について責任を有する者（当該業務を代行する者を含む。以下「緊急通行車両等業務責任者」という。）に別記様式第 1 号の「緊急通行車両等事前届出書」並びに当該車両の自動車検査証又は当該車両を特定する書類の写し及び輸送協定書その他当該車両が前 1 に掲げる車両であることを疎明する書類（以下「事前届出書等」という。）を提出させるものとする。

(3) 警察署長が事前届出書等の提出を受けた場合の措置

警察署長は、自署管内に緊急通行車両等として使用されることとなる車両の使用の本拠の位置を有する緊急通行車両等業務責任者から事前届出書等の提出を受けた場合は、交通規制課長（災害交通対策第一係経由）に当該事前届出書等を送付するものとする。

(4) 届出済証の交付等

ア 届出済証の交付

交通規制課長は、緊急通行車両等の事前届出を受理した場合は、事前届出書等に係る車両が前 1 に掲げる車両に該当するかどうかの審査後、別記様式第 1 号の「緊急通行車両等事前届出済証」（以下「届出済証」という。）を当該事前届出書等の提出をした者に交付するものとする。この場合において、前（3）の規定により警察署長から送付を受けた事前届出書等に係る届出済証については、当該警察署長を経由して交付すること。

イ 届出済証の再交付

(ア) 交通規制課長は、届出済証の交付を受けた者から緊急通行車両等の事前届出の内容に変更が生じ、又は届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した旨の申出を受けた場合は、届出済証の再交付を行うものとする。この場合において、再交付する届出済証に「再」と朱書すること。

(イ) 警察署長は、前アの規定により経由して交付した届出済証について前（ア）の申出を受けた場合は、その旨を交通規制課長（災害交通対策第一係経由）に連絡するものとする。この場合において、連絡を受けた交通規制課長は、当該警察署長を経由して再交付を行うこと。

ウ 届出済証の返還

交通規制課長及び警察署長は、届出済証に係る車両（以下「事前届出車両」という。）が緊急通行車両等として使用されることとなる車両でなくなった場合、廃車となった場合又はその他緊急通行車両等として使用される必要性がなくなったと認めた場合は、速やかに公安委員会（交通規制課災害交通対策第一係経由）に当該届出済証を返還させるものとする。

3 緊急通行車両等の事前届出に係る処理経過

(1) 交通規制課長は、別記様式第 2 号の「緊急通行車両等事前届出取扱簿（本部用）」を備え付け、緊急通行車両等の事前届出に係る取扱状況を明らかにしておくものとする。

(2) 警察署長は、別記様式第 3 号の「緊急通行車両等事前届出取扱簿（警察署用）」を備え付け、緊急通行車両等の事前届出に係る取扱状況を明らかにしておくものとする。

第 5 緊急通行車両等の確認

1 緊急通行車両等の確認の手続

(1) 緊急通行車両等の確認の実施

緊急通行車両等の確認は、交通規制課長、警察署長、交通機動隊長及び高速道路交通警察隊長(以下「交通規制課長等」という。)が、警視庁本部、警察署、交通機動隊及び高速道路交通警察隊の隊本部並びに交通部長が別に定めるところにより設置される交通検問所(以下「本部等」という。)において行うものとする。この場合において、届出済証の交付を受けている者(車両の使用者を含む。以下同じ。)から緊急通行車両等の確認を求める旨の申出があったときは、届出済証の交付を受けていない者からの申出に優先して取り扱うこと。

(2) 緊急通行車両等の確認の際に提出させる書類等

ア 事前届出車両に対する緊急通行車両等の確認

交通規制課長等は、事前届出車両に対する緊急通行車両等の確認に当たっては、届出済証の交付を受けている者に、届出済証を提示させるとともに、別記様式第4号の「緊急通行車両等確認申請書」及び必要事項を記載した災対法施行規則別記様式第4の証明書又は地震法施行規則別記様式第7の証明書(以下総称して「証明書」という。)を提出させるものとする。

イ 事前届出車両以外の車両に対する緊急通行車両等の確認

交通規制課長等は、事前届出車両以外の車両に対する緊急通行車両等の確認に当たっては、当該車両の使用者に、当該車両の自動車検査証又は当該車両を特定する書類及び輸送協定書その他当該車両が緊急通行車両等として使用される車両であることを疎明する書類を提示させるとともに、緊急通行車両等確認申請書及び必要事項を記載した証明書を提出させるものとする。

(3) 緊急通行車両等の確認を行った場合の措置

ア 交通規制課長等は、緊急通行車両等の確認を行った場合は、災対法施行規則別記様式第3の標章又は地震法施行規則別記様式第6の標章(以下総称して「確認標章」という。)及び証明書を交付するものとする。

イ 確認標章の有効期限は、原則として発行の日の翌日から起算して1か月後の日とする。

(4) 道府県公安委員会又は都道府県知事が発行した緊急通行車両等届出済証の取扱い

道府県公安委員会又は都道府県知事が発行した緊急通行車両等届出済証の交付を受けている者から、緊急通行車両等の確認を求める旨の申出を受けた場合は、当該緊急通行車両等届出済証を届出済証とみなして、届出済証の交付を受けている者と同様に扱うものとする。

2 緊急通行車両等の確認に係る処理経過

交通規制課長等は、別記様式第5号の「緊急通行車両等確認申請取扱簿」を備え付け、緊急通行車両等の確認に係る取扱状況を明らかにしておくものとする。この場合において、警察署長、交通機動隊長及び高速道路交通警察隊長は、当該取扱状況について、交通規制課長(災害交通対策第一係経由)に通知すること。

第6 規制除外車両の事前届出

1 規制除外車両の事前届出の対象車両

規制除外車両として使用される車両であることの確認(以下「規制除外車両の確認」という。)に係る事前の届出(以下「規制除外車両の事前届出」という。)の対象車両は、次のいずれかに該当する車両であって、規制除外車両として災対法、原災法又は国民保護法の規定に基づく交通規制の対象から除外することが適切であり、かつ、緊急通行車両等として使用されることとなる車両に該当しないものとする。ただし、災害対策に従事する自衛隊車両等であって特別なナンバープレートを有しているものは、規制除外車両ではあるが、規制除外車両の事前届出は要しないものとする。

- (1) 医師若しくは歯科医師又は医療機関等が使用する車両
- (2) 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する車両
- (3) 患者等を搬送する車両(そのために必要な特別な構造又は装置があるものに限る。)
- (4) 建設用重機
- (5) 道路啓開作業車両
- (6) 重機輸送用車両

2 規制除外車両の事前届出に関する手続

(1) 規制除外車両の事前届出の受理

規制除外車両の事前届出の受理は、交通規制課長が行うものとする。ただし、重機輸送用車両については、建設用重機と同一の使用者である者に限って受理すること。

(2) 規制除外車両の事前届出の際に提出させる書類

交通規制課長は、規制除外車両の事前届出の受理に当たっては、車両を規制除外車両として使用して行うこととなる業務の実施について責任を有する者（当該業務を代行する者を含む。以下「規制除外車両業務責任者」という。）に別記様式第6号の「規制除外車両事前届出書」並びに当該車両の自動車検査証又は当該車両を特定する書類の写し及び次に掲げる書類（以下「除外事前届出書等」という。）を提出させるものとする。

ア 前1の(1)に規定する車両については、医師免許証若しくは歯科医師免許証又は使用者が医療機関等であることを確認できる書類の写し

イ 前1の(2)に規定する車両については、使用者が医薬品、医療機器、医療用資材等の製造業者又は販売業者であることを確認できる書類の写し

ウ 前1の(3)に規定する車両については、車両の写真（ナンバープレート及び車両の構造又は装置が確認できるもの）

エ 前1の(4)及び(5)に規定する車両については、車両の写真（ナンバープレート及び車両の形状が確認できるもの）

オ 前1の(6)に規定する車両については、車両の写真（ナンバープレート及び車両の形状（建設用重機を積載した状況）が確認できるもの）

(3) 警察署長が除外事前届出書等の提出を受けた場合の措置

警察署長が、自署管内に規制除外車両として使用されることとなる車両の使用の本拠の位置を有する規制除外車両業務責任者から除外事前届出書等の提出を受けた場合は、交通規制課長（災害交通対策第一係経由）に当該除外事前届出書等を送付するものとする。

(4) 除外届出済証の交付等

ア 除外届出済証の交付

交通規制課長は、規制除外車両の事前届出を受理した場合は、除外事前届出書等に係る車両が前1に掲げる車両に該当するかどうかの審査後、別記様式第6号の「規制除外車両事前届出済証」（以下「除外届出済証」という。）を当該除外事前届出書等の提出をした者に交付するものとする。この場合において、前(3)の規定により警察署長から送付を受けた除外事前届出書等に係る除外届出済証については、当該警察署長を経由して交付すること。

イ 緊急通行車両に係る届出済証の再交付及び返還に関する規定の準用

前記第4の2の(4)のイ及びウの規定は、除外届出済証の再交付及び返還の手続に準用する。

3 規制除外車両の事前届出に係る処理経過

(1) 交通規制課長は、別記様式第7号の「規制除外車両事前届出取扱簿（本部用）」を備え付け、規制除外車両の事前届出に係る取扱状況を明らかにしておくものとする。

(2) 警察署長は、別記様式第8号の「規制除外車両事前届出取扱簿（警察署用）」を備え付け、規制除外車両の事前届出に係る取扱状況を明らかにしておくものとする。

第7 規制除外車両の確認

1 規制除外車両の確認の手続

(1) 規制除外車両の確認の実施

規制除外車両の確認は、交通規制課長等が、本部等において行うものとする。この場合において、除外届出済証の交付を受けている者（車両の使用者を含む。以下同じ。）から規制除外車両の確認を求める旨の申出があったときは、除外届出済証の交付を受けていない者からの申出に優先して取り扱うこと。

(2) 規制除外車両の確認の際に提出させる書類等

ア 除外事前届出車両に対する規制除外車両の確認

交通規制課長等は、除外届出済証に係る車両（以下「除外事前届出車両」という。）に対する規制除外車両の確認に当たっては、除外届出済証の交付を受けている者に、除外届出済証を提示させるとともに、別記様式第9号の「規制除外車両確認申請書」及び必要事項を記載した別記様式第10号の「規制除外車両確認証明書」（以下「除外証明書」という。）を提出させるものとする。

イ 除外事前届出車両以外の車両に対する規制除外車両の確認

交通規制課長等は、除外事前届出車両以外の車両に対する規制除外車両の確認に当たっては、当該車両の使用者に、当該車両の自動車検査証又は当該車両を特定する書類及び前第6の1に掲げる車両又は交通対策本部長（交通部長）が別途指示する車両であることを疎明する書類を提示させるとともに、規制除外車両確認申請書及び必要事項を記載した除外証明書を提出させるものとする。

(3) 規制除外車両の確認を行った場合の措置

ア 交通規制課長等は、規制除外車両の確認を行った場合は、確認標章及び除外証明書を交付するものとする。

イ 確認標章の有効期限は、原則として発行の日の翌日から起算して1か月後の日とする。

2 規制除外車両の拡大

災対法に基づく交通規制の実施後において、被害状況、道路及び交通状況、災害応急対策、緊急事態応急対策又は国民の保護を実施するための措置の進展状況等により、規制除外車両の対象範囲を拡大する場合は、車両の種別、確認事務の手続その他必要事項について、交通対策本部長が別途指示する。

3 規制除外車両の確認に係る処理経過

交通規制課長等は、別記様式第11号の「規制除外車両確認申請取扱簿」を備え付け、規制除外車両の確認に係る取扱状況を明らかにしておくものとする。この場合において、警察署長、交通機動隊長及び高速道路交通警察隊長は、当該取扱状況について、交通規制課長（災害交通対策第一係経由）に通知すること。

資料 4-2 緊急通行車両等の確認事務及び交通規制対象除外車両の認定に係る事務の処理要領

別記様式第 9 号

整理番号 (署 課 隊 号)

災害 応急対策用 原子力 国民保護 措置用 規制除外車両確認申請書 東京都公安委員会 殿 申請機関名 所在地 電話番号 氏名 年 月 日 印	
番号標に表示されている番号	
車両の用途	
使用者	住所 () 局 番 氏名
通行日時	
通行経路	出発地 目的地
備考	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A5 とする。

別記様式第 10 号

整理番号 (署 課 隊 号)

第 号 年 月 日 規制除外車両確認証明書 東京都公安委員会 [印]	
番号標に表示されている番号	
車両の用途	
使用者	住所 () 局 番 氏名
通行日時	
通行経路	出発地 目的地
備考	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A5 とする。

別記様式第 11 号

規制除外車両確認申請取扱簿

整理番号	受理年月日	番号標に表示されている番号	申請機関名 又は申請者氏名	交付番号	交付年月日	備考
	
	
	
	
	
	
	
	
	
	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。